

平成28年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成28年12月5日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 3号 砂川市がん対策推進条例の制定について

議案第 4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 増山裕司君

委員 増井浩一君

中道博武君

武田圭介君

辻 勲君

沢田広志君

副委員長 武田真君

委員 多比良和伸君

佐々木政幸君

水島美喜子君

北谷文夫君

小黒弘君

（議長 飯澤明彦）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角丸誠一
総務部長 熊崎一弘
兼会計管理
総務課長 安田貢
総務課副審議監 山形讓
市長公室課長 安原雄二
市長公室課副審議監 島山秀樹
政策調整課長 井上守一
税務課長 為国修
会計課長 川端幸人
市民部長 中村一人
市民生活課長 東正人
社会福祉課長 近藤恭史
兼子ども通園センター所長
介護福祉課長 吉川美幸
兼ふれあいセンター所長
ふれあいセンター副審議監 松原明美
経済部長 福士勇治
商工労働観光課長 山下克己
農政課長 小林哲也
建設部長 湯浅克己
土木課長 荒木政宏
建築住宅課長 金丸秀樹
建築住宅課副審議監 洪谷正人
病院事務局長 氏家実
病院事務局審議監 朝日紀博
兼医事課長
管理課長 山川和弘
管理課技術長 大内文雄
経営企画課長 渋谷彦彦

- | | |
|--------------|------|
| 地域医療連携課長 | 山田基 |
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|-------|
| 教 育 長 | 高橋 豊 |
| 教 育 次 長 | 河原 希之 |
| 兼スポーツ振興課長 | |
| 社 会 教 育 課 長 | 今崎大三 |
| 兼公民館長 | |
| 兼図書館長 | |
| 給食センター所長 | 橋加奈子 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|--------|------|
| 監査事務局長 | 堀田一茂 |
|--------|------|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|--------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 熊崎一弘 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 安田 貢 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|------------|------|
| 農業委員会事務局長 | 福士勇治 |
| 農業委員会事務局次長 | 小林哲也 |
7. 本議会の事務に従事する者
- | | |
|-----------|--------|
| 事 務 局 長 | 峯田和興 |
| 事 務 局 次 長 | 佐々木 純人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 渡部秀樹 |

開会 午後 2時57分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には増山裕司委員、同副委員長には武田真委員を指名します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時58分

〔委員長 増山裕司君 着席〕

○委員長 増山裕司君 ただいまご指名に預かりました増山です。武田真委員ともどもスムーズに委員会を運営していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議宣告

○委員長 増山裕司君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増山裕司君 本委員会に付託されました議案第3号 砂川市がん対策推進条例の制定について、議案第4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の12件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を

行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 砂川市がん対策推進条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほどの総括質疑でもいろいろな答弁が出てきて、細かいことも結構聞いたのですが、ちょっと私のほうで確認したかったのは、病院の答弁が出てきて、病院の中では、私の理解ですけれども、特にこの条例のある、なしにかかわらず、診療体制には問題がないということで、仮にこの条例ができたとしても病院に何らかのデメリットというか、不利益が生じるものではないという理解でよろしいかどうかだけ最初に確認させてください。

○委員長 増山裕司君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 今のご質問ですけれども、この条例がなければ拠点病院としてやっていけないということではないです。

〔「影響」との声あり〕

影響はございません。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 いろいろな考え方というのは、皆さんお持ちですからできると思うのですが、私は砂川市が国から指定を受けたがん診療連携拠点病院を持っていて、このような条例をつくって、今までは目に見える形での取り組みというのはいろいろありましたけれども、一つのまさに根拠となるようなものができてくると。人の評価はいろいろあるかと思いますが、こういったような、先ほどはちょっと市民部のほうでお伺いしたのですが、病院も今いろんな取り組みをやっていると。先ほど私も総括の中で触れましたけれども、これは北海道の保健所のほうで小学校のがんの教育、啓発活動に行っていたきたいということで、まさに砂川市立病院ががん診療連携拠点病院であるからこそ投げかけがあったというふう聞いております。当然そこには砂川市立病院のいつものスタッフもいらっちゃって、子供たちの前でそういうような取り組みをされていたのですが、こういったようなことというのはやっぱりこれからも続けていかないといけないことですし、病院だけがというわけではなくて、まさに教育現場に入っていきわけるから、それは教育委員会ですとか、それからあと市民部が所管する老人クラブですとか、そういったようなところにもいろんな機会があれば行っていただきたいと。やっぱりそのよりどころとなるものは、いろんな要綱とか取り決めというのはできますけれども、私は条例で市民の意識を醸成していくほうがいいと思うのですが、その辺市立病院

でがんの地域医療連携とか、がんのケアとか、いろんなところを所管している立場ではどのようにお考えになっていますか。

○委員長 増山裕司君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 拠点病院としてがんの相談支援センターというものを組織しております。その中で、今ほど委員さんおっしゃられたように、先日空知太小学校に小学生の講座、出前講座というようなことをしてまいりました。それから、ふだんも、老人クラブというお話もありましたけれども、市の出前講座のメニューにもがん全般に関することとか緩和ケアに関すること、そういうものものをせておりますので、幅広く依頼があれば出ていってご説明をして、がんの対策、啓発に努めていこうというふうには考えております。また、今回は道からの依頼があったのですけれども、小学生、中学生、今後この条例ができたということですので、教育委員会、それから市民部のほうと打ち合わせをしながら、連携をしながらそういうふうにとんどん出ていきたいというふうには考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それで、この条例の特色として、先ほど受動喫煙のことばかりが取り上げられていましたけれども、私が注目したのは第9条のところのがん予防の推進ということで、ここはピロリ菌その他ウイルス等という形で入っておりますけれども、がんの要因になるものというのが明確に科学的な根拠に裏打ちされて明らかになっているものというのは少ないのですが、その中でも最近ではピロリ菌がWHOの機関の中でがんのリスク要因を高める有力なものであるというようなことが紹介される等しています。ですので、これはほかの自治体が持っている条例の中にはなかなかこういう頭出しで入っているものはないのですけれども、ただ細かい話になりますけれども、ピロリ菌その他ウイルス等ということで、がんにはいろんなリスク要因があるといいながら、ここの等のところでどういふものが入るのか。もしそういったようなものが独自のものであって、砂川市として何らかの対策をとっていけるようなものであるのであれば、その対策等についてもお伺いをしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 今ご質問のがんの原因となる場所ですけれども、ピロリ菌、あとウイルス等ということで少しご説明をしたいというふうに思います。

ピロリ菌のほかに、がんの原因となるウイルスとして今言われているのは、肝臓がんの原因となるB型、C型肝炎ウイルス、それから子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス、それから成人T細胞白血病の原因となるHTLV-1、これらについては今もう既に例えば肝炎ウイルス検診ですとか、それから子宮頸がんであれば、今は中止をしておりますけれども、子宮頸がんの予防ワクチンがありますし、それからHTLV-1に関しては妊婦健診で無料で検査が受けられるという体制になっております。ウイルス以外の原因

としましては寄生虫が何点かありまして、これらに関しては日本に生息している寄生虫かどうかというところまでは勉強はしていませんのですけれども、例えばビルハルツ住血吸虫とって膀胱がんの原因になるものがあったり、それからタイ肝吸虫と言われるものが胆管がんの原因になったりということが言われております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今多分答弁漏れの部分もあったのかなと思うのですけれども、要はそういうような要因というものがわかっていて、今答弁でわかったのですが、それに対して市が何らかの対応をできるのかどうかというようなこともお伺いしたいので、それは次の質問の前にお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今担当から細菌であったり、ウイルス、またその他の要因となるものについてご説明をさせていただきました。子宮頸がんについては今積極的な勧奨を控えているということでございますし、肝炎の部分につきましては道が中心的に取り組んでいるという部分がございます。今委員さんおっしゃられたように、その他の部分も含めて科学的に関与がはっきりとして、また国の方針といいますか、市町村に求められる取り組みについて明確な方向性が出れば、それに基づいて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、先ほども総括質疑の中でいろいろと議論が交わされた受動喫煙ですけれども、確認としてお伺いしたいのすけれども、健康増進法25条、先ほど定める施設については答弁が出ていたかと思っておりますけれども、ここの法律で言っている趣旨というのは、禁煙を絶対するものではなく、要は受動喫煙対策がしっかり整えばいいということで、仮に禁煙、分煙化の二者択一的ではなく、受動喫煙がしっかりと防止できれば、それで対応になっているというのが法の趣旨の理解でいいのですか。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 健康増進法の中では受動喫煙の防止をすることが言われておりますので、今委員さんのおっしゃったような考え方でよろしいかと思えます。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今担当から現状ということでお話をさせていただきましたし、また先ほど私からも今の国の検討の内容というところもご説明をさせていただきました。今国は方向性の検討案を出しまして、2020年の東京オリンピックの前になろうかと思えますが、新たな方向性が出ようかと思えますので、その方向性が出ましたら、それに沿った取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回提案されている条例の中で、健康増進法25条に定める公共施設等というふうになっているのですけれども、この公共施設等というふうなものには砂川市が持っている、市だけではなくてもいろんな公共的な施設であろうかと思うのですけれども、そういったものは全て包含されるという理解でよろしいのですか。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 健康増進法25条に入っている施設全て含まれると考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、先ほどの本会議場での答弁の中では結構民間の商業施設等も含まれていたと思うのですけれども、当然この条例の中では事業者の役割ということで事業者のほうにいろんなお願いに行くのですが、一方で受動喫煙防止対策についても、特にたばこを吸うというのは個人の権利としては認められていることですので、この種のものというのはある意味一般の方にとっては規制に受け取られるおそれもありますし、場合によっては感情的な最初のボタンのかけ違いがまさに条例の趣旨を没却しかねないことにもなりますので、その辺の周知のあり方についてどのように考えているのかということと、健康増進法その他の関係法令の趣旨にのっとりということですから、その他の関係法令の中にどのようなものがあって、その中でどういうふうに対応しようとされているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 2点ほどご質問がございました。市の条例の第11条におきましては、健康増進法第25条に規定する公共施設等というような規定をさせていただいております。委員さんのおっしゃるとおり、市がみずから設置する施設のほかに民間の方の事業所もございますし、駅ですとかバスターミナルのような公共交通機関もございます。そういった意味もありまして、第11条につきましては2項、3項で事業者の方に対しての規定もあわせて設けているところでございます。委員さんのおっしゃるとおり、感情的な問題に発展しないようにというようなご心配でございますので、こちらも十分慎重に、事業者の役割とまた別のところでも規定といたしますか、役割を示させていただいております。あくまでもご協力をしていただく、健康増進法や労働安全衛生法の趣旨を十分に説明して、事業者の皆様にはご協力をいただきながら受動喫煙の防止に努めてまいりたいというふう考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私のがん対策の条例化ということは1年ぐらいいろんな全国の自治体の例を調べてきているのですけれども、人の評価はいろいろあるかもしれませんが、全国の同じような条例を持っているところと全く遜色はないと思っています。というのは、先ほど私も総括質疑で触れましたけれども、医療技術等は日進月歩ですので、ある具体的

な支援をするというふうに明確にしてしまうと、場合によってはそれが足かせとなってしまって、その都度迅速性を阻害する可能性もあろうかと思ひますし、このような語尾で若干物足りなさを感じるのですけれども、ただ一方で全国の自治体の条例の定め方を見るとほぼ同じようなものとなっていると。その中で、この受動喫煙のところとかピロリ菌のところとか、非常に特色があろうかなというふうに思っております。受動喫煙を防止するというので、今ほど答弁をいただいたのですけれども、11条の3項のところでは情報提供は大体わかるのですが、その他の支援を行うものとする。具体的に今市が想定している事業者に対しての受動喫煙を防止するためのその他の支援といったようなものは、どういったようなものを想定されているのか。つまりここはいろいろと、全国的にもたばこを吸う方、吸われない方の対立の激しいところだという話も聞いておりますので、どちらか一方に市が積極的に肩入れするということになる、それは各地の例を見ても結構大きなしこりが残っている例もあるものですから、その辺お考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 民間の事業者の方に対する情報提供、その他の支援のご質問でございます。受動喫煙の健康に与える被害について、こういったことを事業者の皆様へ情報提供していくとともに、あとは受動喫煙の防止に向けた措置を講ずるには、どういった講じ方があるのかというようなこともございます。また、啓発の研修会であるとか、そういった取り組みもあろうかと思ひます。国のほうでは、民間のコンサルタント会に委託をして民間の事業所向けの啓発活動、また粉じんの測定器などの無料貸し出しというような取り組みも行われているようにお伺いしておりますので、そういった情報の提供や、また必要であればそういったコンサルタント会との取り次ぎといいますか、そういった部分も含めて事業所に対しては支援してまいりたいと考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これも実は私が言おうと思ったことをちょっと言われてしまったのですけれども、私はたばこを全く吸ったこともないですし、これからは吸うことはありませんが、本庁舎の入り口に上がってきたときに、やっぱりお昼どきだと風向きによっては非常に煙のおいが滞留していると。それが考えられるのは、先ほど小黒議員が本会議場で聞いていましたけれども、まさに地下の職員の喫煙室から出ているのだろうと。つまりそれは、ただ換気扇を外に出しているというのは決して受動喫煙対策にはなっていないわけですから、この点は市の公の機関だけではなく民間機関も含めてですけれども、JTさんのほうで分煙コンサルタントというか、そういったような者を無料で派遣しますと、それでしっかりと分煙ができるようにどうしたらいいかということコンサルティングしてくれるということで、JTさんとしてもたばこの売れ行きが落ちている。それから、受動喫煙対策はしっかりとやっていきたいというような思いもありますから、今ほどの答弁でもあ

りましたけれども、事業者さんにいろんな情報提供をするときには、せっかくJTさんのほうで無料で現地に来て、たばこの煙による影響ですとか、仮に分煙をするのだったらどうしたらいい、あるいは禁煙をしていくにはどうしたらいいというようなことをコンサルティングしてくれるということなので、その辺を市もみずから使いながら、積極的に民間の方々に紹介していくというような取り組みも必要だと思っておりますけれども、あとは当然こういう条例ができれば、今言った地下の職員の喫煙所を残すかどうかは別としても、今現在あって、煙が外に出ているのは事実です。あと、物置の横ですか、あそこに一つの缶があるのですが、よく夏場ではそこでたばこを吸っている方もいらっしゃるのですが、そういったようなところも配慮していかないといけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺は今原課としてはどのようにお考えになっておりますか。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市庁舎の喫煙所からの煙が漏れて、正面玄関からまた庁舎内に入っているというようなご指摘でございます。こちらにつきましては、内部で確認をとりまして、先ほど委員さんもおっしゃったように、全面禁煙が問題ではなくて、しっかりとした分煙がといった部分もご指摘ありましたので、他人の煙を吸わされることのないように、この部分については管理する部署と連携をとりながら、そういったことのないような取り扱いをしたいと思っておりますし、また無料のコンサルティングをしていただけるということでございますので、そういった部分についても私どもも受動喫煙の部分で勉強させていただいて、それをもとに、民間の事業者の方に情報提供であるとか、その他の支援に結びつけていきたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私のほうからは、初歩的なことになるかと思うのですけれども、この条例を通しながら若干聞かせていただきたいというふうに思っています。

私は、まずは今回のがん対策推進条例、砂川市が一步踏み込んでこういう条例を提案したということについては大きく評価させていただきたいなと思います。ただ、今後この条例を通してどのようになっていくのかということについては今後のこともあるのかなとは思いますが、そこでまずは第3条、市の責務ということで、終わりのほうに、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。今回見ると、施策を実施するとか、相談支援体制、情報提供に努めるといったり、努める、実施、いろんな部分が出てきているので、まずは第3条で、今お話ししたようにがん対策に関し必要な施策を実施するものとする。国、北海道、医療関係者との連携でということは書いてあるのですけれども、この辺今の段階で具体的に何か考えていることがあるのだったら、聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 第3条の市の責務ということの文末では、必要な施策を実施す

るものとするというふうに表現をさせていただいておりますが、がんの対策に関しましては現在既に予防ですとか検診というところを中心として取り組んでいるところでございます。こういったことも含めた意味合いで、必要な施策を実施するというふうな表現としたところでございます。また、今後というような具体的な施策ということではございますが、今内部で新たな取り組みについてはどのようなものが効果的にがん対策になるのか。また、先ほどの答弁でも本会議場でもご説明したかとは思いますが、10月から市立病院において乳腺の先生とお話し合いをした中で、検診の日程を拡大している部分も既にございます。取り組めるものはもう既に取り組んでいるということでございますので、今後これに加えて新たな施策については検討を加えて、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 先ほどの総括質疑で多くの項目について質疑があったわけですが、私も答弁を聞いていて、何となく具体的なものというか、浮かばない部分がちょっとあったものですから、この委員会を通して、わかる範囲でいいですから聞かせていただきたいというのが私の考えでもございます。今ほど答弁もいただいたところでありますけれども、何となくお聞きするともう既にやっていることはこれからもやりますと。これからのこともいろんなことが出てくるものは、実施できればしたい。ですから、おそらくこれって今すぐ何でも一遍にできるということではなくて、例えば砂川の場合のがんの状況、そのような疾病の種類によってもいろいろあるかというふうに思っていますから、それにあわせてその都度、その都度いろんな形は恐らく市民部あたりが中心になりながらやっていると、そういったことも考えていくというふうに受けとめておいていいのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市民部が中心となるというのは間違いがないところではございますが、市の責務でも記述のありますとおり、国、北海道はもとより、保健医療福祉関係者等々、また最後のがん診療連携拠点病院、市立病院でございますが、そういった関係機関と連携を今まで以上に密にして取り組まないと、せっかく今までも一生懸命やっていたつもりですけれども、なかなか結果に結びついていないと。こういった現状を再分析して、このような関係機関、関係団体等ともう一度連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。ある部分では短期間でできるものではないというふうに私は認識しております。恐らく毎年毎年の積み重ねが、砂川のがんにかかる部分を減少させていく効果につながるのかなというふうに認識をさせていただきたいと思います。

続いてなのですが、第5条、保健医療福祉関係者の役割ということで、この中で具体的にどういうことなのかをお聞かせいただきたいと思うのですが、第5条の2

行目のところで、介護、相談支援及び情報提供に努めるとともにということですのであるのですけれども、相談支援及び情報提供ということであるのですが、では具体的にどういうことに取り組んでいこうとされるのか。その辺今の段階で考えているのであれば、聞かせていただきたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 こちら第5条につきましては、保健医療福祉関係者の役割ということで規定をさせていただいております。保健医療福祉関係者、医療機関であったり、福祉関係者、また福祉でも介護のサービスを提供している関係者もいらっしゃいますし、福祉団体であったり、ボランティアさんであったり、そういった部分も入ろうかと思いません。がんになっても自宅で安心して療養できるというような環境を整えるためには、医療関係者だけでは足りないと思うのです。そこには福祉の関係者の連携も必要でありましょうし、必要に応じて介護のサービスも取り入れながら安心した療養生活を送っていただくというようなことでございますので、介護であれば一番先にかかわり合いを持つのがケアマネジャーさんだと思いますが、そういった方を通しての情報提供であったり、相談を受けるというようなところでもこちらからケアマネさんなり福祉団体の方に働きかけて、がんの患者さん、また家族に対する支援をお願いしていきたいというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 いろんな職種も含めて、いろんなかかわりを持っている人方との連携において大事なことなのかなということで、理解をさせていただきたいと思います。

先ほど総括質疑の中でもあったかと思うのですけれども、第8条、がん診療連携拠点病院の責務ということなのですが、この中で第8条の2項で、がん診療連携拠点病院は、がん患者などに対する相談支援及び情報提供等の充実を図るものとする。今現在は患者さんの会だとか家族の会を含めながら、病院の中で集まりを持って、講習というか、講演というか、やっていることは事実で、私も承知しておりますけれども、病院としてがん患者等に対する相談支援及び情報提供等の充実を図るということで、もう少し具体的な考えがあるのだったら、聞かせていただきたいと思います。

○委員長 増山裕司君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 拠点病院としての責務の中のご質問でございます。

まず、相談支援という点では、今も患者相談窓口というものをつくっています。ここには、がんの相談員研修というものを、1から3まであるのですけれども、それらを受けた者を配置するとか、あと多職種で対応するために、治療、医療に関しては看護師が出てくるとか、金額の問題とか制度の話、介護保険の関係もそうですけれども、社会福祉士がいるとか、ケース・バイ・ケースでいろいろな人が相談を受けていると。がんの相談というのも本当に多種多様でありまして、がん患者さんがふえているということですから、たくさん相談件数もふえてきているというようなところがあります。今は、がんと診断された

ときからもうかかわっていくということで、患者さんはもとより、ご家族の方、そういう相談をしているので、そういう相談体制は今後も引き続きやっていくということ。それから、情報提供の部分では、先ほども言いましたけれども、啓発の部分にもなりますし、あとは市民講座とか、出前講座とか、そういうものをやっている。あと、これも市民部と連携してになるのかもしれないですけれども、企業のほうにもうちの先生、例えば先ほどから出ています乳腺の先生あたりも行って、セルフケアとか、そういう話もできますし、そういうふうにしてどんどん外に出ていけばいいのかなと。そういうことで情報提供していけるのかなというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 万が一がんになってしまったとなれば、病院とのおつき合いというのはずっと続くのだろうと、治すまで。それとともに、家族も一緒にみんなで闘っていかなければいけないということがありますので、今お話しされたことを含めながら、より一層充実してほしいというふうに理解をさせていただいて、今の質問はこれで終わりますけれども、終わりのほうになるのですけれども、第16条、がん患者等への支援ということで、私が今聞いた部分でちょっとこれと関連はしてくるかと思うのですけれども、がんになってしまうと、ここに書いてあるとおり、がん患者などの精神的、特に経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るものとするということで、ここでは相談体制といった部分が出てきております。一番心配されるのは、がんになると正直治療に当たっては高額な治療費が必要とされるというのがおおむね皆さんが共通として見ているところなのかなと思います。そういったときに、個人では民間の保険に入って対応したりとかということもあるのですけれども、時には公的な支援といった部分が私は必要になってくるのかなと思います。その中には、高額療養費制度とか、疾病、傷病手当金とか障害年金、医療費控除といった部分でそれぞれ分野が違ってあるわけですけれども、そういった部分を利用しながら経済的不安を軽減するといったことにつながると私は思っておりますので、であればこの相談体制というのがどういう形になってくるかなというのがちょっとわからないのです。

一例で言うならば、大きな病気をされて病院にかかりました。お医者さんがこの手術をすると障害者になると、そういう場合はすぐ市の窓口のほうで障害の手続を下さい。そうすると、医療費は高額にかかるけれども、その手続をすることによってたしか医療費の返済の方法が変わるといったことを聞いたこともあるものですから、ある部分ではがんも同じようなことがあるのか。そのときの相談体制というのはどういう形になるのか。市として一番先にわかるのは病院なのかなと思うのですけれども、病院でわかったけれども、今度全体的にもっと不安を解消するためにはどこに行ったらいいのだろうといったときに、今回条例をつくった以上は私は市のほうにしっかりと窓口というのがなければいけないのかなというふうに思っているのです。先ほど話した項目というのは、それぞれ市が窓

口もあれば、年金事務所が窓口になったり、協会けんぽが窓口になったりとか、いろいろばらばらにあるのかなと私は認識しているものですから、そういったときに相談という部分ではどこかがワンストップとしてあるべき姿なのかなとは思っているのですが、この第16条、がん患者等への支援について、私は相談体制を含めて大変重要だと思うのですが、この辺の考え方というか、この条例の中でどういうふうを考えているのか聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 相談体制の件のご質問でございます。がん治療をすると、多くの場合は市立病院ということで、市立病院にがんの相談支援センターがございますので、そういったところではまず一義的には市立病院で対応していただけるのかなというふうには考えておりますが、がんになって治療される市民の方については全て市立病院で治療されるわけではございません。そういった意味では、市に支援体制といいますか、相談窓口というようなお話であろうかと思っております。現状としましては、ふれあいセンターがその役割を担っているところでございます。委員さんが今おっしゃられたとおり、がんに罹患することによってさまざまな分野で影響が出ると。そういったことを1カ所で相談を受けることができるような体制ということでございますので、今おっしゃられたとおり、治療に関する部分であったり、あと医療の保険制度、就労のご相談、その他生活全般のご相談、いろいろあるかと思っております。そういった部分については、今後ふれあいセンターでどこまでみずからができるかという部分もありますが、がんにかかわらずですが、重い疾病になったときの影響についてはどのような影響があるのかというのをまとめて、それぞれの、一義的にはふれあいセンターで受けるにしても、こういった専門の機関があるのかというのは事前にまとめておいて、すぐに情報の提供ができるような体制を組んでいきたいというふうには考えております。

○委員長 増山裕司君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 経験則からいうと、例えばがんではない難病の場合もあるのですが、難病の場合ってお医者さんから、こういう指定もあるよ、手続もこういうことがあるよというふうには言われないと患者さんってわからないのです。最初から何もわかりませんから。先ほど病院のほうもちらっと話ししましたけれども、最初にかかるのは病院です。病院の先生がそこまできちんと話してくれるかどうか。話してはくれたけれども、具体的にもっと聞くためにはどこへ行ったらいいのかといったときに、私はまさにこの第16条というのが大きな役割を果たすのかなと。というのは、先ほどちょっと話ししましたが、これは質疑ですから、一般質問ではないので、ワンストップみたいな形をきちんとPRしながら、あるべき姿がこの条例をよくする形なのかなと私は思っております。いろいろ考えているようではありますが、その辺も含めて一層努力していただきたいと思っております。

このことについての答弁は要りませんけれども、最後に、どこの県とかどこのまちというわけではないのですけれども、同じようながんの対策条例をつくりました。そのまちは、病院もあるのですけれども、がんの診察だとかがん治療をするための機器がないといったときに、条例をつくったことによって地域の皆さん、住民がみずから企業も含めて寄附をしながら、この病院にこういう機器を入れてくれというような、全国の中でもやっている自治体があります。まさに条例を通しながら砂川の住民がより一層がんに対してしっかりと直面しながら頑張るといふことと、それと盛り上がりを持って、例えばうちの病院はがん診療拠点病院でありますけれども、高額な医療機器かもしれないけれども、地元だけで買えないのだったらみんなで協力しようといったような雰囲気づくりができることを私はお願いをして質疑を終わりたいと思います。

終わります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 たくさんは聞きませんが、今のやりとりを聞いていて、病院の地域連携室も、それからふれあいセンターも、市民部長のほうも、今まで何かやっていないように聞こえるのです。これから条例が制定されてから始めるのだみたいなイメージがとれるのだけれども、本当にそうなの。そんなことないでしょう。今までどれだけ一生懸命やってきているのですか、何でそれをちゃんと言わないの。これから先になったら、この条例制定後と。苦しい気持ちはわかる。でも、こんなやりとりをしていたら市民の誤解を招く。そこだけ聞かせてください。

○委員長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今までのご答弁の中で、今までも十分に取り組んできたつもりであるというふうにご答弁をさせていただいております。ただ、それが結果として実績に結びついていないと、そういった現状を踏まえて今回、そういった意味も含めて今回条例の制定をさせていただきたいというふうを考えているわけで、今まで何もやっていないというようなことは私どもも考えておりません。今までもその部署、その部署で精いっぱいやってきたつもりではあります。ただ、そういった実績に結びついていないということをご真摯に受けとめてというようなことをご答弁申し上げております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もう一つだけです。本当に実績に結びついていないの。一生懸命やってきたでしょう。やってきているのではないの、今。実績に結びつかないというのはどういう意味ですか。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 がん対策に関しては、啓発活動から検診から、できる限りのことに取り組みながら、なかなか受診率が上がっていかないというところが1つ大きな課題であるかなというふうを考えております。受診率の出し方にも国もいろいろ

る問題があるというふうに指摘されていますので、これから国の方向性として受診率の算定方法が明らかにされることによって、またさらに正確な受診率というのが示されていくのかなというふうに捉えていますけれども、ただ私たち現場で住民の方と接している中で、若い方が治せるであろうがんで亡くなっていくところを見過ごしたくないというふうに考えております。例えば検診を受けて、予防が可能というふうに言われているようなものは皆さん検診を受けていただきたいというふうに思っていますが、なかなかつながらないというところが一つのネックになっているかと思っておりますので、今回この条例制定にそれぞれの部署で頑張っているのですけれども、それがさらに効果的な活動になるように、横の連携を強めながら一丸となってがん対策に取り組んでいけたらいいなというふうに考えておりますし、それから受動喫煙の部分も確かにたばこを吸わない方、それから子供さんですとか、妊婦さんですとか、受動喫煙にさらされるような環境が今もあるということは健康上は非常に問題であるというふうに考えていますが、今の法整備の中で啓発、お願いをしていくしかないかなというふうに思っているのですけれども、この条例がつけられることによって啓発もさらにしやすくなるというか、今回をきっかけに、今までもやっていなかったわけではないのですけれども、条例制定をきっかけにさらに進めていけたらいいかなというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 ほかにご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

ここで申し上げます。本案について小黒弘委員ほか1名から修正の動議が提出されております。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長 増山裕司君 休憩中の委員会を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 議案第3号、砂川市がん対策推進条例の修正を提案いたします。

修正の理由は、このたび提案された砂川市がん対策推進条例には受動喫煙の防止対策の推進が盛り込まれていますが、受動喫煙の防止を入れるのであれば、市はみずからが所有する重立った公共施設を率先して禁煙とし、市民、事業者に協力を求めるべきだと考えるからです。

裏面をお開きください。第11条第1項中「健康増進法第25条に定める公共施設等において」を「市が所有する不特定または多数の者が出入りすることができる空間を有する

公共施設においては禁煙の措置を講ずるものとし、その他健康増進法第25条に定める公共施設等においては」に改めるものです。

以上、砂川市がん対策推進条例第11条第1項を修正いたしますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

また、質疑をいただければ、適切な答弁に努めたいと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○委員長 増山裕司君 これより修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、最初にお伺いしたいのですが、先ほど執行機関とのやりとりで、健康増進法については必ずしも禁煙をするというものではなく、受動喫煙対策ということで禁煙または分煙の措置が講じられれば、それで法の目的は達成するという事になると。今提案されている修正案は禁煙をするということで、一方で喫煙するというのは個人の権利です。それについては、提出者はどのようにお考えになっていますか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もちろん個人の嗜好として喫煙をするということは自由だと思うのですが、ただ、今の時代、特に公共的な施設においてはやはり率先して禁煙をするということが、施設の中での禁煙をするということががん対策の推進に供するものだというふうに私は考えています。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今おっしゃられたのは個人的な見解としてはよくわかりますけれども、法がそもそも求めているものは禁煙ではないわけです。受動喫煙対策ですから、禁煙も含むけれども、分煙がしっかりしていればそれは問題ないというのが一つの考えです。

先に進みますけれども、この修正案で見ますと、市が所有する不特定または多数の者が出入りすることができる空間を有する公共施設というのは一見特定されているように見えますけれども、通常公共施設が何なのかというのはしっかりと法律であっても特定をしているのです。これだと対象範囲が広過ぎて、この点については提案者はどのようにお考えになっていますか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 実は、公共施設という言い方が非常に難しいです。どこを調べていっても、これをというと全て市の所有する公共施設というのにはなりづらいのです。私は、今ここに出しているもの、つまり市が所有する不特定多数または多数の者が出入りすることになっているのですけれども、一番砂川市の中で公共施設という位置づけが出てくるのは、砂川市がつくっている砂川市公共施設等総合管理計画、これが一番わかりやすいかなというふうに思います。それで、この中で第3章に公共施設等の現状と課題という、対

象施設というのがありまして、私たちがここで提案する内容は特に建築系の公共施設ということの位置づけです。その中にもたくさんあるのですけれども、この辺の分類でやっていかないと公共施設のどこの範囲までというのはなかなか一般的に特定されるというところが難しいのが状況でして、これでまたその他とか余り入れたくないというふうに思っています。ですから、ここで言う公共施設というのは先ほど言った砂川市公共施設等総合管理計画の中での建築系公共施設という位置づけをしたいと思っています。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それは、今ここで答弁に出ればわかりますけれども、先ほど言っていますけれども、喫煙すること自体は個人の権利です。それに制限をかけようという話ですから、公共施設の対象は条例の中でしっかり限定しないとイケない。本来であれば定義づけしないとイケない。現行法令で日本の中では7, 0 0 0近くの法令があって、公共施設とは何かと定義している法律は1 8本あります。その中で例えば関西文化学術研究都市建設促進法という法律の中では、公共施設の中にごみ処理施設を含むとか、この法律ではそういうふうにするとか、限定をしているわけです。今のこのままでは限定もない中で、ただ提案者が答弁の中で砂川市の管理計画に基づいてこうなのだとしたとしても、権利制限をかけるようなおそれのある条例は、場合によっては憲法訴訟につながるリスクもある。だから、この修正案をこれで出すのであれば、この条項だけいじるのではいけないのです。ですので、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全く問題ないと思います。今みたいに説明をしろといえ、建築系の公共施設という位置づけをすればいいと思いますし、その中には、これを一々読み上げるのもなんですけれども、市民文化系施設、社会教育系施設、いろいろとあります。砂川市が公共施設等総合管理計画という中で公共施設の位置づけをしているので、この説明で私は十分だと思っています。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 全く法令の読み方がわかっていない。こういったようなものは対外的に条例として権利を制限するというようなお話をしています。自治体の計画の中でそういったようなものを定めているから、そこを見ればいいのだとか、聞かれたら答えますという話ではないのです。この条例の中にしっかり定義規定として入れておかなければいけないのです。だから、そこは問題ないということ自体が私は問題だと思えますけれども、それでも答弁は変わりませんか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回提案されている条例も同じですよ。健康増進法第2 5条に定める公共施設等においてと、ここに書かれているだけです。今質疑と答弁の中でこれってどういうものですかってはっきりしてきたのですよね。同じです。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 違います。健康増進法25条に定めるという前書きがついているのと、例えばこの修正案の中で括弧書きで、ここで言う公共施設は砂川市公共施設等総合管理計画で言うものを指すとかというような注意書きが入っていれば、それは限定がされていることになりますけれども、そういった限定がない。そういった認識の方がこういった修正案を出すというのは、非常に問題だと私は思います。

それから、もっと言えば、先ほどこの条例の中で中身がないとおっしゃいましたけれども、飲酒運転撲滅条例を我々議員提案でつくったときに、飲酒運転撲滅のことを何もしていなかったかといったら、そんなことないのです。飲酒運転はしてはいけないのだから。だけれども、やっぱり条例をつくることによって、それで皆さんの意識を醸成をして、条例ができたから我々もしっかりまた襟を正してやっていこうというようなことにもつながっていくから、条例をつくることには意味があるわけです。ですので、ちょっと話は脱線してしまいましたけれども、対象が限定されていない中で権利を制限するおそれがあるというようなことは、そこはやっぱり慎重に考えないと、ただの作文ではなくて条例ですから、決議、意見書も重いものですが、条例は場合によっては市民を拘束することにもつながりかねませんので、その辺はしっかり認識を持っていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 このがん対策条例が意味がないということは、私は思っていません。総括質疑の中でも、この条例は必要だと、ただその中で受動喫煙の関係を出すのであれば、せめて市の公共施設については禁煙にするべきだというのが私たちの主張であります。そこはぜひご理解をさせていただきたいというふうに思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 大体年間でたばこ税として砂川市の税収で1億9,000万ぐらいずつ入ってきます。よく言う話で、たばこ税が大体一冬分の除排雪費に相当するのだと。これは、ちょっと私砂川市の状況を調べてみると、市役所の地下に1台自動販売機があって、福利厚生会の方にお伺いしました。そうすると、大体年間売り上げが190万ぐらいあるのです。もし市庁舎を完全禁煙にしまうと、当然完全禁煙にしたところにそういうたばこを販売する自動販売機が置かれるというようなことは想定されないわけですから、それは修正案を出されている方は撤去すべきだと考えるのでしようけれども、ただやっぱり厳しい地方財政の中においては、よく言われるように自由に使えるお金の一つであることは間違いないわけですので、その点についての対応というのはいかががお考えになっていきますか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 たばこ税の問題が出てくるだろうというふうには思うのですけれども、

でもたばこを吸うことによる影響というのは確かにあるわけです。たばこをみんな、好きな人もやめろと言っているわけではないのです。せめて不特定多数が集まってくるような、そういう公共施設においてはやめましょうということを言っているわけです。それで、たばこが原因で肺がんになりやすいということはある程度立証されていると私は言ってもいいかなというふうに思うのですけれども、それでまた医療費がかかっていったりとかになっていくことと、特に受動喫煙というのは自分が吸うことでなくて迷惑を受けるといことになるわけですから、ここは少し自動販売機が売れなくなったとしても、少し職員の人数、ここに来庁する方々、わざわざここで吸う何本かの税収が減ったとしても、健康によいような状況をつくり出すのが今の砂川市だというふうに思っています。

◎会議時間の延長

○委員長 増山裕司君 ここで委員長より申し上げます。

議事の進行上、本日の審査時間を3号議案の審査が全て終了するまで延長します。

審査を続けます。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、完全にしっかりと煙を出さない対策をすれば、それは禁煙でなくても分煙でも足りませんか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、建物内というふうに思っています。ですから、例えばその駐車場あたりにしっかりと分煙できる部屋をつくって、そうすれば病院の人たちもそこに来るといような可能性はあるかなというの残しています。でも、建物内は、もうこの時代は禁煙でいいのではないかと思います。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その敷地内に新しい建物がつくれるかどうかというのはまだちょっと先の話でわかりませんが、少なくとも例えば市立病院が今病院機能評価の関係もあって敷地内禁煙になったと。敷地内は一切吸えませんが、歩道は敷地外ですから、よく歩道でたばこを吸っている方がいらっしゃる。私みたくたばこも吸わないし、たばこのにおいが嫌いな者にとっては、あそこを通るのがやっぱり苦痛なのです。これは屋外に別の小屋を建てたとしても、結局そこに働いている人は戻ってくるわけですから、同じことで、どうせ同じことになるのであれば、しっかりと煙対策をして、庁舎の外に出るよりは庁舎の中でやったほうがいいと思いますし、過去のにはいろんな全国の自治体が禁煙化の流れの中、庁舎内を禁煙にしてやった取り組みがあるのですけれども、数年たっているところなどがまた分煙に戻ってきていると。それは、やっぱり市民の目線から見ると、職員がたばこを吸うために、庁舎の外に物置小屋みたいなのがあったとしてもですよ、しょっちゅう出入りしているのはやっぱり見苦しいとか、そういう小屋を配置していないところで

あれば結局外で煙が循環するわけですから、それは受動喫煙対策というよりは、逆に受動喫煙の害をふやしていることにもつながりかねない。であるならば、庁舎の中にしっかりと外に煙を出さないように整備をして、分煙化を徹底するほうが私はいいのではないかというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 現状を考えたときに、一番新しい公民館という施設があります。内部もちゃんとしっかりと耐震化とともにしたのですけれども、残念ながら、先ほども言ったとおりあそこですらああいう状態です。会議録にああいうとか、こういうはまずいですかね。つまりなかなかわかりづらいところに喫煙室をつくってしまうという、こういう状況が現にあるわけです。今も市長は多分分煙はちゃんとできているのだとおっしゃると思うのです。ところが、さっき言ったように、武田圭介委員も正面玄関に来たら感じると。この状況はやっぱりよくないですよ。そういう状況の中で、やっぱりもう一回、この条例を制定するのであるならば、私はせめて公共施設内では全面禁煙にしたほうがいいというふうに思って修正案を出しています。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今のお話は、結局市が対策をちゃんとしているかといえば、やっぱり外に漏れているのですね、煙が。であるならば、煙が漏れないようにしっかり対応すれば、あえて庁舎内を全部禁煙にしなくても、逆に決められた場所で吸うことになりますので、そこは見解の違いですけれども、対応はできるのかなと。それと、私も道内の各自治体いろんなところを回ってきましたけれども、結構、全面禁煙にすると、職員も人間ですから、職員だけではありませんけれども、隠れて吸う方がいらっしゃる。それが、余り可能性ばかりを言ってはいけないのしょうけれども、過去のには隠れたばこがぼやの騒ぎになったりですか、やっぱりたばこを吸わないことによって職務能率が落ちる方もいらっしゃると思うのです。ですので、法の趣旨が禁煙を絶対として求めているものではなくて、分煙がちゃんと徹底されればそれでもいいというふうになっているし、逆にこの修正案よりも原案のほうが対象幅が広いです。市は、受動喫煙を防止するために、健康増進法第25条に定める公共施設等において禁煙及び分煙化の推進に努めるものとするですから。ところが、出された修正案は、市が所有する不特定または多数の者が出入りすることができる空間の公共施設に限定されてしまうので、私はそれよりは、市が率先垂範するということは同じ考えです。だけれども、条例の規定の仕方としてやるのであれば、こういう規定ではなく、まず原案を通してもらって、原案の中で、あとは我々議員ですから、一般質問でも委員会質疑でもいろんな施策を市長に訴えかけて、こういうふうにしていくべきだというようなことが十分できると思うのです。

ただ、この修正案だと非常に範囲が狭いのと、もう一つお伺いしますけれども、不特定または多数の者が出入りできる空間を有する公共施設になってしまうと、例えば先ほど言

った総合管理計画の中で市営住宅の共用部分、階段の踊り場とか、あそこも多数の方が出入りします。そういったところで、もちろんたばこは一般的には吸ってはいけないのかもしれませんが、中にはたばこを吸っている方がいて、自分の部屋に入るまでにたばこに火をつけて入ってしまうかもしれない。でも、それも何も今回パブリックコメント等で禁煙にするなんていうことはうたっていないわけです。それなのに、いきなり議会修正でこういうことをやるといったときの影響を考えたときには、ちょっと軽拳過ぎるかなというふうに思うのですけれども、その辺いかがですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 見解の相違という言葉は使いたくないのですけれども、私たち今回はこの修正案を出すに至っては、市がこの条例を提案するわけですよ。だとすれば、先ほどから言われている率先垂範ということからすれば、市の所有する公共施設については、やはりこの際全面禁煙にしたほうがいいという思いです。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市が所有する公共施設の中には、例えばふるさと活性化プラザみたいな区分所有のところも含まれるのですか。あるいは、市の職員は一部事務組合の職員として保健衛生組合とか消防組合に行きます。同じ市の職員の身分ですけれども、出向先に行っでは、そこは市が保有する施設でないがために対象にならないということになれば、不公平感というのは生まれませんか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市の所有する施設ですから、先ほどから言っているように、個人がたばこを吸う、職員がたばこを吸うということを禁止しているわけではないのです。ですから、市の所有する施設についてはそうですけれども、例えば広域組合へ行って、そこがもし仮に違ったとすれば、それは仕方ないと思います。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それは、余りにも無責任な答弁だと思います。がん対策ということで、受動喫煙対策ということで真摯にこの修正案を提出しているわけではないですか。場所が変わったからいいということではなくて、本来のメインは受動喫煙対策ではなくがん対策なのです。その中で頭出しとして受動喫煙というのが挙げられていると。私は全国の20の基礎自治体を調べましたけれども、このように条立てしているところはないです。やっぱり砂川市は先進的なのですよ、こうやって一歩踏み込んだというのは。こういうように市が主語になって、健康増進法25条の範囲をさらに広くしている。等をくっつけていますから。そうすると、あえてここの修正案でやるよりも、全体的に原案でやって、民間の方々と協力していくほうが受動喫煙対策には資すると思うのです。その辺っていかがですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この公共施設等は、除いているわけではないのですね、今回の修正案では。ここは、分煙も認めているわけです。修正案ではです。つまり健康増進法の第25条には民間の施設も入ってしまっているのです。ですから、公共施設等ということになってくるのです。修正案では、その部分をもう少し狭めて、前文のほうに狭めて、市の所有するという公共施設に絞り込んで、そこは禁煙ということにしています。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど道路占用料の条例の関係でその他とその他のの違いのことをお伺いしましたけれども、これは修正案を見るとその他健康増進法とって、のが入っていないのです。くっついているのです。つまり健康増進法の中に包含されて、市の所有する不特定または多数の者が出入りする空間を有する公共施設という理解でよろしいのかどうか、最初にちょっと確認をしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もちろん25条の中には官公庁のというのも入っています。私たちは、官公庁を抜き書きしているということです。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、後ろのその他の法の公共施設とかに包含されるのであれば、何度も言いますが、法は禁煙を求めているわけではないのです。受動喫煙対策として求めているものであって、それを禁煙と言うのは、やっぱり私は法の解釈としては行き過ぎだと思う。法の解釈というか、法のつくりとしてです。ですので、この辺しっかりと、修正案を出されるときには法制担当と協議するとか、何かされたのですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 委員長、今の質疑に答えるつもりはありません。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 質疑に答えるつもりはありませんというのは、大変不誠実だと思います。修正案、これは条例の一部をなすものですから、小黒委員は議員としては大先輩でしょう。修正案の重みというものがわかっているわけではないですか。執行機関の皆さんが条例の不備があって、第とかが抜けている、のという字が抜けている。それだけでも差しかえの大騒ぎになるのに、やっぱり出す以上は通そうと思って出されているのですよね。だったらそこは真剣にやるべきだと思います。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも答える必要はないのですけれども、先ほどの質疑は市の法制担当と相談をしたかというお話だったので、そんなこと関係ないではないですか、しようとしまいと。だから、答える必要はありませんと言いました。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それだけ自信があたりだったら、それでもいいのですけれども、ただこ

ここに言っていることは、私が指摘しているようにどう考えてもおかしい。これをそのまま通してしまうということは、私はやっぱりまずいと思っております。

公共施設のところに話は戻っていきますけれども、市が所有する不特定または多数の者が出入りする空間を有すると、わざわざ空間を有すると入れているのですが、この空間を有するってどういう意味ですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 空間とは、室内またはこれに準ずる環境ということですよ。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 通常、この近隣では美唄市が受動喫煙防止条例をつくりましたけれども、こういうような書き方をしないのです。公共的空間というような定義を置いて、その定義の中でしっかりと限定をするわけです。なぜならば、何度も繰り返すように、個人の権利を制限する可能性もあるものですから、個人が喫煙する権利は日本国憲法上も認められるわけです。だからこそ定義することの意味合いがしっかりとあって、ただこの修正案の中では定義づけが何にもない。その定義づけがないことについては、私はここは真摯に耳を傾けるべきだと思いますけれども、それでもやっぱりこのままがいいのですか。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 美唄市の受動喫煙に対する条例でも、公共的空間という言葉ですよ。では、公共的空間って皆さんがどこどこというふうになるかどうかです。私たちの修正案には、要するに不特定または多数の者が出入りするというふうにしています。ですから、もちろん市営住宅の居室だとか、そういうところは含まれていないということです。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市営住宅のほうは、先ほども言いましたけれども、いいのですけれども、美唄の条例の話を持ち出すと、美唄の条例は公共的空間として定義をしているのです。この条例において公共的空間とは何々であるという。ところが、今出された修正案は、限定もなければ、公共施設に関しての定義づけがない。ただ単に不特定または多数の者が出入りすることができる空間を有するといったら、これは解釈次第では幾らでも広がっていくのです。だから、こういうものをつくる時には限定をかけないといけないのに、限定がかかっていないということを言っているのです。それについては、ずっと何度も同じやりとりなので、全然そういうのを意に介していないのだと思いますけれども、やっぱりこれは条例の一部修正として出すつもりで、それはお変わりはないのですね。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もちろんです。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私は、堂々めぐりで全然話がかみ合わないの、あとはこの修正案には賛同はしませんけれども、議員としては先輩ですけれども、発言では議員同士は平等です。

から、ただ言わせてもらおうと、修正案を出すとなれば、別に市の法制と話をするというようなことではありませんけれども、そこら辺はしっかりとしたものを出していただかないと、先ほどからの答弁というのは私は全く納得できません、それは。ですので、その辺についてはまた今後もいろいろと議員同士で議論する場もあろうかと思しますので、これ以上はらちが明かないので、ここでやめます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者なし〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、私は議案第3号、砂川市がん対策推進条例の原案について賛成の立場から討論いたします。

まず、がんは日本において昭和56年より死因の第1位となり、平成26年現在で年間36万人以上の国民ががんで死亡しています。これは、国民の3人に1人ががんによって亡くなっていることを意味します。がんは、既に珍しい病気ではなく、もはや国民病と言っても過言ではない状況です。砂川市においても死因の第1位はがんであり、毎年80人程度が亡くなっています。砂川市では、がん検診の実施や啓発活動など早期発見に力を入れるとともに、北海道においては19カ所のみしか国から指定を受けていない地域がん診療連携拠点病院としての砂川市立病院が存在することにより、いつでも高度医療を受けられる体制が整っています。こうした他の地域にはない特色を生かして、国や北海道とともにがんの撲滅に向けて総合的な対策を推進していく機運を高めていかなければなりません。そのためにも、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、市民の生命及び健康にとって重大な脅威になっている現状に鑑みて、市、市民及び保健医療福祉関係者などの責務や役割を明らかにして、各施策の基本事項を定めるなど、総合的な観点からがん対策の推進を求める条例の制定が必要であると考えます。

今回提案されている条例の中身を見ると、第3条から第8条において市などの責務や市民などの役割が明記されていて、それぞれがそれぞれの立場でがん対策やがん予防に携わっていくことを明らかにしています。また、第11条の受動喫煙の防止は、特に健康増進

法の趣旨にのっとり、受動喫煙対策において法律が定める禁煙または分煙の推進に市などが積極的に取り組んでいこうという姿勢を鮮明にしたものと言えます。このようにがん対策の条例で受動喫煙について条例において項立てではなく条立てとして独立した1条を受動喫煙対策に充てているのは、基礎的自治体でがん対策の条例を持っている全国の約20自治体を見てもほかにありません。砂川市の条例が全国でも初めてではないかと思えます。住民の皆さんの権利に制限をかけるような条例を制定する際には、慎重に権利のバランスをとることが必要不可欠です。今回の条例の内容では、非喫煙者、喫煙者双方に不満がある内容かもしれませんが、絶対禁煙ありきのゼロか100かではなく、どちらの権利も尊重し、バランスに配慮することによって社会の調和を図り、本来の趣旨であるがん対策を双方の立場から協力してもらわなければなりません。さらに、第16条では、緩和ケアの充実、患者さんが自分の住みなれた地域で療養ができるよう、必要な環境の整備に努めていくことが盛り込まれており、急性期から療養期の医療に至るまでしっかりと切れ目なく循環できるような制度構築に向けて、この条例が一つの根拠になると考えます。

最近では、知名度のある方がんの告白やがん闘病の公表が相次いで行われています。一昔前と異なり、いたずらにがんを恐れるのではなく、がんは早期発見し、正しい治療を施せば助かる病気になってきました。がん予防やがん医療に対する市民の関心は高まってきていると思います。この機を逃さずに、一日も早くがん予防とがん医療、緩和ケア、在宅医療などを充実させる環境を整備して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて市民の皆様、議員の皆様、行政や医療職員の皆様とともにがん対策の強化に取り組んでいきますよう、本条例を成立させるべきだと考えます。

多くの委員の皆様にご賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、私の賛成討論いたします。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、私は議案第3号、砂川市がん対策推進条例修正案に対し賛成の立場で討論させていただきます。

砂川市における死亡原因の第1位は、悪性新生物、いわゆるがんが毎年続いております。したがって、がん発症を予防し、もし発症した場合の治療、介護、相談支援のあり方をしっかり定める条例の必要性は私自身も十分に理解しています。全国的にもがん対策条例はふえていますが、砂川市の場合ふれあいセンターを中心に、がんの予防、啓発にしっかり取り組んでいます。また、がん治療については、砂川市立病院はがん診療連携拠点病院であり、PET等高度な医療機器の整備、緩和ケア病床の設置、がん相談支援センター設置など、がん対策は充実していると考えます。

しかし、今回提案された条例には努力規定が多く、いわゆる理念先行型の条例であることは大変残念です。提案されたがん対策推進条例には受動喫煙の防止対策の推進が盛り込まれていますが、受動喫煙の防止を入れるのであれば、条例提案者の責任としてまずみず

からが範を示し、市民、事業者に協力を求める必要があるのではないのでしょうか。また、国立がん研究センターの研究結果によれば、喫煙による肺がんリスク上昇の科学的根拠は確実であること、受動喫煙による肺がんリスク評価についてはことしの8月にこれまでのほぼ確実から確実へと変更されたところです。さらに、平成22年2月に厚生労働省は、健康局長名で「受動喫煙防止対策について」と題した通達を出しています。その中で、健康増進法第25条の規定の対象となる施設における今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきとし、受動喫煙防止措置の具体的な方法として、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとしています。加えて、国はがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定しています。その個別目標として、平成34年までに行政機関及び医療機関は受動喫煙ゼロを実現するとしています。

以上の理由をもって、今回提案されている修正案のとおり、市の所有する公共施設については全面禁煙にするのは当然だと考えますので、修正案に賛成いたします。

なお、がん対策推進条例が提案されていますが、具体的ながん対策推進基本計画や条例の内容を推進、実現するための予算措置もないことから、条例の必要性は認めますが、時期尚早であると考えます。

以上を申し上げて、修正案に対する賛成討論を終わります。

○委員長 増山裕司君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第3号に対して小黒弘委員ほか1名から提出された修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、小黒弘委員ほか1名から提出された修正案は否決されました。

これより議案第3号の原案について起立により採決をします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の審査はあす行います。

◎散会宣告

○委員長 増山裕司君 本日はこれで散会します。

散会 午後 4時24分